

議案第67号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月5日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

建築物の制限をする区域に西新小岩五丁目地区防災街区整備地区計画の区域を追加する
必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東京都市計画西新小岩五丁目地区防災街区整備地区計画

別表第2に次のように加える。

東京都市計画西新小岩	防災街区整備地区整備				66平方メートル	計画図に表示する壁面の位置の制限を定める部分に面する敷地上の					道路、広場等に面して設ける垣又は柵の構造は、生け垣、フェン
------------	------------	--	--	--	----------	--------------------------------	--	--	--	--	-------------------------------

五丁目地区防災街区整備地区計画	計画が定められた区域					建築物について、建築物の外壁又はこれに代わる柱の外面は、計画図に示す壁面の位置まで				ス又は鉄柵とする。ただし、高さが0.6メートル以下の部分については、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造又はこれらに類する構造とすることができる。
-----------------	------------	--	--	--	--	---	--	--	--	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。